

論 説

アメリカの法学教育改革における マクレイト・レポートの影響*

大 坂 恵 里

はじめに

I 法学教育と法律プロフェッションの歴史

II マクレイト・レポートの公表

III マクレイト・レポートの影響

おわりに

はじめに

1992年7月、アメリカ法曹協会（American Bar Association, ABA）の法学教育・法曹資格付与部会は、ロースクールとプロフェッションに関する特別委員会による報告書『法学教育とプロフェッションの成長—継続的教育過程』⁽¹⁾を公表した。これは、特別委員会委員長のロバート・マクレイ

* 本稿の基礎となる調査研究のための費用は、(財)日弁連法務研究財団より助成を受けた。執筆にあたっては、(財)日弁連法務研究財団法曹養成教育研究会の諸氏およびマクレイト・レポートの共訳者である宮澤節生教授（大宮法科大学院大学）からご助言をいただいた。また、ロバート・マクレイト（Robert MacCrate）弁護士、ピーター・W・マーティン（Peter W. Martin）教授（コーネル大学）、ピーター・A・ウィノグラード（Peter A. Winograd）教授（ニューメキシコ大学）、J・マイケル・ノーウッド（J. Michael Norwood）教授（同）、ランディ・ハーツ（Randy Hertz）教授（ニューヨーク大学）には、ご多忙中、マクレイト・レポートの作成過程に関するインタビューを快く受けていただいた。心より感謝申し上げたい。

ト弁護士の名から「マクレイト・レポート」と呼ばれている。マクレイト・レポートは、日本の法曹養成制度改革の議論の中で、アメリカの法学教育に近年で最も影響を与えた文献として紹介されている⁽²⁾。

本稿では、マクレイト・レポート全体の内容を振り返り (II), レポートが法学教育と法律プロフェッションに与えた影響について考察する (III)。そして、その前提として、アメリカの法学教育と法律プロフェッションの歴史をふりかえる (I)。さらに、アメリカの法学教育改革の所産のうち、日本の法曹養成制度改革において参考となり得る点を整理することで、本稿のまとめとしたい。

I 法学教育と法律プロフェッションの歴史

1 初期の法曹養成と法律家

アメリカの法学教育の歴史は、イギリスの法曹学院 (Inns of Court) にまで遡る。法曹学院は、20世紀後期に至るまでバリスタを養成する役割を果たした機関であるが、バリスタは、通常、植民地においても実務を行う

(1) AMERICAN BAR ASSOCIATION SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, LEGAL EDUCATION AND PROFESSIONAL DEVELOPMENT—AN EDUCATIONAL CONTINUUM, REPORT OF THE TASK FORCE ON LAW SCHOOLS AND THE PROFESSION: NARROWING THE GAP (1992) [日本弁護士連合会編 (宮澤節生・大坂恵里訳) 『法学教育改革とプロフェッション—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート—』 (三省堂, 2003年)]. 但し、和訳版には、原本に所収されている付録・参考文献の部分は含まれていない。

(2) 松浦好治「法科大学院構想の批判的検討—基礎法学の視点から」月刊司法改革 4号38頁以下 (2000年), 宮澤節生「法曹一元制下の法曹養成制度—あるべき法曹の十分な供給のために」日本弁護士連合会編『21世紀弁護士論』(2000年) 83頁以下, 柏木昇「法曹養成と大学に於ける実務教育」法協118巻12号1839頁以下 (2001年), 同「アメリカ法曹協会著『法律協会とプロフェッション』」自由と正義54巻9号97頁 (2003年)。また、ダニエル・フット (早坂禎子訳) 「合衆国における法学界と法実務界」米法1995-1号1頁以下 (1995年) もレポートについて言及している。

資格があった。しかし、植民地化が開始された17世紀初期から18世紀初期のアメリカに十分な数のバリスタは存在せず、訴訟代理人や裁判官の多くは無資格であった⁽³⁾。

18世紀中期になると、アメリカの生活水準は向上し、アメリカで法律家を目指す多くの者にとって、イギリスに留学することまたはアメリカで徒弟的に法を学ぶことが可能になった。いずれの場合でも、イギリスの法律書を自学自習することが中心となっていた⁽⁴⁾。

独立戦争後の18世紀末からは、従前からあった弁護士事務所や裁判所での見習い制度や、新しく設立された幾つかの私設の法律学校での授業——日々の講義と定期的な模擬裁判——が、法曹学院での学習に取って代わることになった⁽⁵⁾。同じ頃、一部の大学では、法学の授業を行い始めたが⁽⁶⁾、それらは、法曹養成を目的とするものではなく、一般教養としての法学を修得させることを目的とするものであった。

植民地時代の法律家の多くがイギリスに愛国的であったこと、そして独立戦争後の経済的苦境の時代に職務とはいえ有産者階級に奉仕する姿は、アメリカの民衆に法律家に対する不信感を植え付けた。アメリカは、イギリスから法曹一元の制度を継受したが、法律家の数が少ないため、一元的弁護士制度を採用した。その際に、自主独立のエリート集団であるバリスタ的な弁護士制度ではなく、裁判所の監督下にあつて法曹団体としての自

(3) 当時、多くの植民地が、法的素養もモラルも低い者が訴訟代理人になるという弊害を避けるため、金を受け取って他人の訴訟代理を行うことを禁じていた。田中英夫『アメリカ法の歴史（上）』（東京大学出版会、1968年）34-35頁参照。

(4) 田中・前掲注3・36-39頁参照。

(5) 田中・前掲注3・276頁参照。See also ROBERT STEVENS, LAW SCHOOL: LEGAL EDUCATION IN AMERICA FROM THE 1850S TO THE 1980S (1983) 3-4. 法律学校の中で最も有名なのは、リッチフィールド法律学校である。

(6) 1779年、ウィリアム・アンド・メアリ大学がアメリカで最初に法学講座を創設した。See STEVENS, *supra* note 5, at 4; William & Mary School of Law, About the School of Law (visited Aug. 31, 2006) <<http://www.wm.edu/law/about/historytradition.shtml>>.

律権をもたない「裁判所の成員」(officer of the court)というソリシタ的弁護士制度を選択したのは、民衆の法律家に対する不信感ゆえである。このように、ソリシタ的弁護士制度が採用されたことによって、実務修習と試験によって法曹資格が付与されるという方式が、違和感なく受け入れられたのである⁽⁷⁾。

19世紀初期、法律家の数が増えてアメリカ社会の中で政治面でも経済面でも重要な地位を占めるようになっても法律家に対する不信感は消えなかったため、複数の法域では、法律家の質の向上を目的として、法曹資格付与に関して規制を設け、また、弁護士の等級制度(graded bar)——弁護士を複数の階級に分け、経験を積むことで下から上へと進む制度——を採用した⁽⁸⁾。

しかしながら、1829年にジャクソンが大統領に就任し、エリートによる統治から人民による統治へと方針転換すると、法律家に対する不信感は反感へと変わり、このような試みも一掃されてしまった。高度な知的訓練を受けた者だけが法の運営にあたることができるとする考え方は排斥され、短期の実務修習が要求された一部の州を除いて、簡単な司法試験に合格することだけで、または、良き性格(good moral character)さえ備えていれば、法曹資格が付与されるようになった⁽⁹⁾。

2 ロースクールの創設

1817年、ハーヴァード・カレッジ(現ハーヴァード大学)がロースクールを設置した。ハーヴァード・ロースクールは、当初から成功を収めたわけではなかったが、1829年にディーン職についたジョセフ・ストウリ(Joseph Story)によって評判が高められた頃から、他大学のなかにも、既存の法律学校を取り込んで、または、新規にロースクールを設置するもの

(7) 田中・前掲3・271-273頁参照。

(8) 同・274-275頁参照。

(9) 同・382-384頁参照。

が現れてきた⁽¹⁰⁾。しかしながら、ジャクソニアン・デモクラシーの下、設置後間もないロースクールは低迷を続けることとなり⁽¹¹⁾、前述のとおりほぼ無制限に法曹資格が付与された結果、法律家の質は全体として低下していった。

そして、南北戦争が終了したあたりから、法曹資格の付与に関する規制が全くまたはほぼないことの弊害が顕著になった。それは、十分な教育・訓練を受けていないために質の低い法的サービスしか提供できない弁護士が増えてしまったこと、職業的倫理観の希薄な裁判官が司法制度を墮落させてしまったということである。さらに、南北戦争からの復興とともに社会がより成熟し複雑化するにつれ、司法のみならず政治や経済の担い手として、専門的教育・訓練を受けた質の高い法律家がますます必要となった。これらのことがロースクールの発展につながり、1970年までにロースクールの数は31校に増えた⁽¹²⁾。

1970年、ハーヴァード・カレッジ総長のチャールズ・W・エリオット (Charles W. Elliot) は、ロースクールのディーンという新たに設けた職位にクリストファー・C・ラングデル (Christopher C. Langdell) を任命した。

エリオットの支援を受けてラングデルが行った改革は、大きく分けて4点ある。

第一は、制度設計に関する改革である。当時、ハーヴァード・ロースクールは2年制で、学生はどの時点から開始してもよいことになっていたが、ラングデルは、就任直後に、1年次科目と2年次科目を分ける段階的カリキュラムを構築した。次に、ラングデルは、法学を大学院で教育される学問として認知させることを目標として、1871年、法学士 (LL.B.) 取得の在籍要件を18ヶ月から2年間に変更した。1876年には、LL.B.取得の

(10) 同・277-280頁参照。See also STEVENS, *supra* note 5, at 5.

(11) See STEVENS, *supra* note 5, at 5.

(12) See LAWRENCE M. FRIEDMAN, A HISTORY OF AMERICAN LAW 464 (3rd ed., 2005).

ため3年間在籍することを奨励する規則について、理事会の同意を取り付けた。そして、ラングデルの退任後の1899年には、LL.B.付与要件として3年間の在籍期間が義務づけられた⁽¹³⁾。さらに1875年、ラングデルは、ロースクールの入学資格として大学の学位を要求する提案を行った。この提案は、エリオットからは賛同を得たものの、理事会 (Board of Overseers) により否決され、実現されたのは1895年になってからのことであった⁽¹⁴⁾。

第二は、それまでは採用されなかったタイプの教員を採用したことである。1873年、ラングデルは、理事会の反対を押して、1872年にハーヴァード・ロースクールを卒業したばかりのジェイムズ・B・エイムズ (James B. Ames) を助教授 (assistant professor) として採用したが、実務経験のない者がロースクールの教職に就くことは前代未聞のことであった。これ以降、法律プロフェッションの中で、学者と実務家が次第に分離していくことになった。

第三は、カリキュラムをより実務指向に整理したことである。すでに1852年の時点で「ブラックストーンとケント」 (Blackstone and Kent), 「財産法」, 「衡平法」, 「契約法」, 「寄託と法人」, 「パートナシップと代理」, 「海商法と憲法」 (Shipping and Constitutional Law), 「訴答と証拠法」, 「保険と売買」, 「抵触法」 (Conflicts), 「手形法」, 「刑法」, 「遺言」, 「仲裁」, 「家事関係」, ならびに「破産法」が開講されていたが、ラングデルの時代に、「不法行為法」, 「法学」, 「連邦手続」, 「信託法」, 「譲渡抵当」 (Mortgages), 「保証関係」, 「準契約」, 「損害賠償法」が追加され、「寄託」が「運送」 (Carriers) に変更され、「ブラックストーンとケント」が削除された⁽¹⁵⁾。1920年までに、これらの科目はコア・カリキュラムとし

(13) 但し、1899年以降も、柔軟な運用がなされていたようである。See STEVENS, *supra* note 5, at 37 and 45, n.20.

(14) 但し、1909年までは、大学学位要件は完全な効力を持たなかった。See *id.*, at 45, n.22.

(15) See *id.*, at 48, n.38-n.39. その後、「地方公共団体」, 「取引制限」も追加され

てほぼ全てのロースクールに採用されるようになった⁽¹⁶⁾。

第四は、教育方法に関する改革である。これについては3で詳述する。

これらの改革によって、ハーヴァード・ロースクールは、職業訓練機関から大学院レベルの教育を行う法曹養成機関へと進化を遂げた。そして、他のロースクールがハーヴァード・モデルに追随するのに、それほど時間はかからなかった。

3 教育方法の発展

ラングデルの最大の功績は、ロースクールにケース・メソッドを普及させたことであろう。ラングデルがディーンに就任した当時、ロースクールの教育方法は「講義／テキストブック」メソッドであった。すなわち、学生は、テキストブックの指定範囲を予習して、講義で内容の説明を受けるというものであり、その内容を暗記したかどうかは、小テスト (quizzing) によって確認されていた⁽¹⁷⁾。

そのような状況にあって、「科学としての法」(law as science) を考えていたラングデルは、1860年代にニューヨーク大学のジョン・N・ポメロイ (John N. Pomeroy) が実験的に試みていた上級審判例の科学研究に基づくケース・メソッドに着目した。ケース・メソッドでは、学生は、ケースブック⁽¹⁸⁾などの教材を予習して授業に臨み、教員とのソクラテス的対話によって、判例について考察し、仮説的問題に答えることを要求される。

ケース・メソッドはハーヴァード・ロースクールの中で次第に支持を得

た。さらに、1896年には選択科目制度が導入され、実務に直結しない法理学や比較法といった科目についても教えられるようになった。

(16) See *id.*, at 41, 50, n.59.

(17) See JOSEF REDLICH, THE COMMON LAW AND THE CASE METHOD IN AMERICAN UNIVERSITY LAW SCHOOLS: A REPORT TO THE CARNEGIE FOUNDATION FOR THE ADVANCEMENT OF TEACHING 7-8 (1914).

(18) ラングデルは、最初のケースブックも編纂した。C.C. LANGDELL, A SELECTION OF CASES ON THE LAW OF CONTRACTS: WITH REFERENCES AND CITATIONS (1871).

て、20世紀初期には他のロースクールにも浸透するようになった⁽¹⁹⁾。ケース・メソッドの利点としては、(1)学生に法を学習するための望ましい状況を提供すること、(2)学生に判例の読み方を教えること、(3)学生に批判的分析技能を身に付けさせること、(4)学生の精神的強靱さと迅速な決断をする能力を発展させること、(5)先例拘束性の法理の中で法を学ぶ方法を提供すること、(6)学生に法過程を理解させること、(7)学生にローヤリング技能を身に付けさせ、法律家の役割や機能について学ばせること、などが挙げられている⁽²⁰⁾。

しかし、ケース・メソッドに対しては、後述する1920年代から1930年代にかけてのリーガル・リアリストからの攻撃を皮切りに、以下のような複数の批判がなされてきた。第一に、ほとんどの学生は、新しい状況に法理を適用する方法を練習して修得することができるのであって、判例研究によって法理に精通するだけでは十分でないということである⁽²¹⁾。第二に、ケース・メソッドは、ある判決で用いられた法原則をさまざまな事案に適用するために用いられる方法であるべきはすなわに、実際には、学生が、その判決を権威ある解決とみなすために、検討や分析を充分に行っていないということである⁽²²⁾。第三に、ケース・メソッドでは、学生が、実務において法律家が行っていること——問題解決——を経験できないということである⁽²³⁾。加えて、ソクラティック・メソッドに対しては、ロースクールの女子学生比率が増えるにつれて⁽²⁴⁾、ジェンダー的視点に立った

(19) See REDLICH, *supra* note 17, at 14.

(20) See Russel Weaver, *Langdell's Legacy : Living with the Case Method*, 36 VILL. L. REV. 517, 547-561 (1991).

(21) See Myron Moskovitz, *Beyond the Case Method : It's Time to Teach with Problems*, 42 J. LEGAL EDUC. 241, 243 (1992).

(22) See *id.*, at 244.

(23) See *id.*

(24) 今では、ロースクールの女子学生比率は半分近くになっている。See ABA, *First Year and Total J.D. Enrollment by Gender* (visited Sept. 27, 2006) <<http://www.abanet.org/legaled/statistics/charts/enrollmentbygender>.

批判もなされるようになった。同メソッドが学生の自尊心を傷つけて心理的に追いつめるために教育的効果を減少させる、という批判は従来からあったが、ロースクールにおける女子学生の状況に関心を有する研究者らは、男子学生に比べて女子学生の方が同メソッドによる悪影響をより多く受けている、と報告している⁽²⁵⁾。

上記のような批判を背景に、現代のロースクールでは、学生を心理的に追いつめないような対話方法や、一部に講義を加える方法が採用されている。さらに、ケース・メソッド／ソクラティック・メソッドに代わる法の教授方法としてプロブレム・メソッド⁽²⁶⁾が提案され、上級学年科目では、講義や演習、また、後述する臨床法学教育といった様々な教育方法が用いられている。さらに、ジェンダー的視点から、ロールプレイやチームワークを基調とした共同学習を後押しする教育方法も提唱されるようになった⁽²⁷⁾。いまや、教育方法の研究は、ファカルティ・ディベロップメント

pdf>.

- (25) *E.g.*, LANI GUINIER, *BECOMING GENTLEMEN: WOMEN, LAW SCHOOL, AND INSTITUTIONAL CHANGE* (1997). *See also* Yilu Zhao, *Beyond 'Sweetie'*, N.Y. TIMES, Nov. 7, 2004. このような研究が行われるようになったのは、ロースクールの執行部・教員に占める女性の割合が増えたことで女性の発言力が増したことも関係していよう。American Bar Association Section of Legal Education and Admissions to the Bar, *Law School Staff by Gender and Ethnicity 2002-2005*. 2003年には、ハーヴァード・ロースクールに初の女性ディーンが誕生した。
- (26) プロブレム・メソッドに関しては、マイロン・モスコヴィッツ (宮澤節生監訳, 畑浩人訳) 「法学教育における「プロブレム・メソッド」」月刊司法改革17号45頁以下 (2001年) が説明をしている。
- (27) 例えば、ラニ・グイナー教授 (ハーヴァード・ロースクール) は、小規模のクラスで学生達に自身の学習プランを設計させ、書かせた文書を互いに批評し合わせ、学生達に裁判官や司法長官といった役を割り当てて、クラス全員の前で発言させる前に、小グループで練習させている。また、マーサ・ミノウ (Martha Minow) 教授 (同) は、一般的に女性がより内省的で解答をまとめるのに時間がかかることを考慮し、学生に意見を聞くために挙手させる場合には、十分な時間 (25~30秒) を取るようにしているという。これらは、女子学生に限らずソクラティックな学習スタイルが合わない者にとって望ましい試み

の一環として、学術的な評価も得られるようになっている⁽²⁸⁾。

しかしながら、1 年次必修科目⁽²⁹⁾に限定すれば、今なお、修正されたケース・メソッド／ソクラティック・メソッドによる教育方法が主流であるといえよう。

4 法律プロフェッションによる法学教育の規制

ジャクソニアン・デモクラシーにより法律家の質が低下したことへの反動でロースクールが発展したことは既述のとおりであるが、それと並行する法律家の質の担保の手段として、法曹資格付与要件の厳格化が行われた。1890年までに、39法域のうち23法域が、所定の期間の学習か修習を法曹資格付与要件とするようになった⁽³⁰⁾。また、1870年の時点では、口述試験が主流であり、筆記試験を義務づけていたのはニューヨーク州のみであったが、次第に他州も筆記試験を採用するようになっていった⁽³¹⁾。このような動きへの対抗措置として、1890年までに16州の26校のロースクールが、ロースクール修了後自動的に法曹資格が付与される「学位特権」(diploma privilege)を享受するようになっていたが、プロフェッションの門番をロースクールに委ねることに反発を感じる実務家と学位特権を享受しないロースクールにとって、学位特権制度は不要であった⁽³²⁾。

さらに、法曹の質の向上を目的として、法律プロフェッションの自治組

である。Zhao, *supra* note 25.

(28) ロースクールのファカルティ・ディベロップメントに関しては、ゴンザガ大学スクールオブローのロースクール教育研究所の取組みが有名である。

(29) ほとんどのロースクールが、民事訴訟法、不法行為法、契約法、憲法、刑事法、財産法を1年次の必修科目としている。他に、法情報調査・法文書作成を必修の実務基礎科目としているところが多い。

(30) See STEVENS, *supra* note 5, at 25. 1917年までには、49法域のうち36法域が所定の期間の学習か修習を法曹資格付与要件とし、うち28法域は3年間の学習・修習期間を要求するようになった。See *id.*, at 99.

(31) See *id.*, at 25 and 33 n.44.

(32) See *id.* at 26.

織が大都市や州単位で創設されるようになり⁽³³⁾、1878年8月21日には、ニューヨーク州サラトガにおいて21州から集まった100人の法律家により、ABAが設立された⁽³⁴⁾。

ABA設立総会において、カールトン・ハント（Carleton Hunt）は、常設委員会の一つとして法学教育・法曹資格付与委員会（Committee on Legal Education and Admissions to the Bar）を設置することを提案し、承認された。そしてABAは、1893年の年次総会において、最初の部会として、法学教育・法曹資格付与部会を設置した⁽³⁵⁾。このように、初期のABAには法学教育に関する2つの組織が併存していたが、法学教育・法曹資格付与委員会は、1917年に法学教育評議会（Council on Legal Education）に改組され、1919年には法学教育・法曹資格付与部会の一機関として位置づけられることで一本化された。

設立当初から後進の育成に関わる法学教育に深い関心を有していたABAは、1881年、法曹志望者に対して、ロースクールに3年間在籍することと、全州に対して、法曹資格付与の要件として要求される見習い期間の中に、ロースクールで過ごした時間を含めることを勧告する決議を採択した⁽³⁶⁾。1896年、ABAは、高校卒業資格およびロースクールでの2年間の法律の学習を法曹資格付与の要件とすることを承認し、翌年には学習期間要件を3年間に延長した⁽³⁷⁾。

さらに、ABAは、法学教育の向上をさらに進める必要性を認識し、1900年、アメリカ・ロースクール協会（Association of American Law

(33) これより早い時代にも法曹協会はあったが、法律プロフェッションの質の向上が強調されるようになったのは、ジャクソニアン・デモクラシーを経た後である。

(34) ABAは任意加入団体ではあるが、現在の総会員数は40万人を超える。

(35) See ABA Section of Legal Education and Admissions to the Bar, ABA STANDARDS FOR THE APPROVAL OF LAW SCHOOLS, 2005-06 Edition, iv (2005). マクレイト・レポート・前掲注1・110頁も参照。

(36) マクレイト・レポート・前掲注1・110頁参照。

(37) STEVENS, *supra* note 5, at 96.

Schools, AALS) の設立において主要な役割を果たした。32の設立会員校は、高校卒業資格を入学要件とし、2年間のカリキュラムを有し、そして学生が連邦および州の判例集にアクセスできることを会員資格とした⁽³⁸⁾。1905年には、カリキュラム要件を3年間に延長した⁽³⁹⁾。しかし、AALSは、会員校に対して法学教育の向上を要求することは出来ても、各州の法曹資格付与機関に対してロースクールで教育を受けることを法曹資格付与要件とさせるような影響力を及ぼし得るわけではなく、後者の問題に関しては、会員校の教授陣に対して、ABAとともに取り組むように要請した⁽⁴⁰⁾。ABAは、ロースクールがプロフェッションの門番となる学位特権制度には当初から批判的であったが、ロースクールにおいて適切に法学教育がなされることを望んでおり、各州で、学位特権制度の廃止とロースクールでの学習要件を結びつけた司法試験制度の創設を提唱した。このように、ABAとAALSは、年次総会を別の時期に開催するようになった1914年まで、そしてその後もしばしば、法学教育の向上への取組みにおいて利害を共にした。

1920年、法学教育・法曹資格付与部会の会議において、法学教育委員会(Committee on Legal Education)が設置され、イライヒュー・ルート(Elihu Root)が委員長に任命された。翌1921年、同委員会は報告書を公表し、ロースクールにおいてのみ適切な法学教育が得られるのであり、2年間の大学教育がロースクール入学前に義務づけられること、夜間制ロースクールは4年制を条件に存在を認められること、法曹資格付与機関は学位特権制度を公式に否定すること、ABAは法学教育評議会にロースクールを認定する権限を授けること、を提言した。これらの提言は、一口に言えば「単一のプロフェッション」(unitary profession)という考え方を前提とするものである。同じ1921年、アルフレッド・Z・リード(Alfred Z.

(38) STEVENS, *supra* note 5, at 97.

(39) *Id.*

(40) マクレイト・レポート・前掲注1・111頁参照。

Reed) も、『公共的法律プロフェッションのための訓練』⁽⁴¹⁾を公表した。これは、1913年に法学教育・法曹資格付与部会がカーネギー財団に依頼したロースクール調査の成果であった。リードは、ルート委員会とは異なり、多様なアメリカ社会と多元化している法律プロフェッションの現状を肯定し、様々な目標と使命を持ったロースクールが多様な法曹を養成することこそがアメリカ社会にとって利益となる、と提言した⁽⁴²⁾。

1922年、法学教育・法曹資格付与部会は、ルート委員会報告書に基づいて、法学教育に関する最初の基準を公表し、翌年に基準を満たした39校が認定を受けた⁽⁴³⁾。ABA 基準の序文、司法試験担当者のための推奨基準規程第6条⁽⁴⁴⁾でも推奨されているように、現在では、ほぼ全ての州で、ABA 認定校を修了したことが司法試験の受験資格付与要件となっている⁽⁴⁵⁾。

(41) ALFRED Z. REED, TRAINING FOR THE PUBLIC PROFESSION OF THE LAW: HISTORICAL DEVELOPMENT AND PRINCIPAL CONTEMPORARY PROBLEMS OF LEGAL EDUCATION IN THE UNITED STATES: WITH SOME ACCOUNT OF CONDITIONS IN ENGLAND AND CANADA (1921).

(42) *Id.*

(43) さらに、基準に従うことが期待される9校が仮認定を受けた。See STEVENS, *supra* note 5, at 181, n.12. ロースクール認定基準は改定を重ねており、最新版はABA 法学教育・法曹資格付与部会のウェブサイトにおいて入手できる。

(44) Section 6 of THE CODE OF RECOMMENDED STANDARDS FOR BAR EXAMINERS. 同規程はABA, AALS, 司法試験担当者全国協議会 (National Conference of Bar Examiners, NCBE) により策定、採択されている。See NATIONAL CONFERENCE OF BAR EXAMINERS & ABA SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, COMPREHENSIVE GUIDE TO BAR ADMISSION REQUIREMENTS 2006, at vii.

(45) カリフォルニア州は、ロースクールに通わずに裁判所や法律事務所で修習をした者にも司法試験の受験資格を認める州であるが、ABA 認定校の1年次必修科目の履修に相当する試験に合格してはじめてその勉強期間が受験資格として認められるのであって、いかなる条件もなしに受験資格が認められているわけではない。宮澤節生「カリフォルニアにもバイパスはない—審議会と予備校業界へのメッセージ」月刊司法改革16号7頁以下(2001年)参照。その他、ヴァーモント州、ワシントン州が法律事務所所定の期間修習した者に受験資格を認めており、また、メイン州、ニューヨーク州、ワイオミング州がロースクールでの学習と法律事務所での修習の組み合わせを認めている。

5 臨床法学教育の誕生と普及

臨床法学教育の起源は、1890年代終わりから1900年代はじめに、一部のロースクールによって設置された無料法律相談所や法律扶助事務所において、学生が、弁護士を雇うことができない人に対して法律サービスを提供しながら実務を学んだことに遡ることができる⁽⁴⁶⁾。

1960年代、公民権運動、フリースピーチ運動、ベトナム反戦運動、消費者運動を背景に、法律家は、テストケースや法改革活動で活躍するようになった。そして、「貧困との闘い」(War on Poverty)の一環として1965年に開始された連邦の法律扶助プログラム (Legal Services Program) による貧困者への法的サービスの提供⁽⁴⁷⁾は、法律家という職業の公益性を強調することとなった。このような社会状況において、ロースクールの学生や教員も、臨床法学教育を通じて社会変革に参加することを望み、それを金銭的に可能にしたのがフォード財団による資金提供であった。

フォード財団は、1958年には、全米法律扶助・弁護人協会 (National Legal Aid and Defender Association, NLADA) に対して、リーガル・クリニックに関する全国評議会 (National Council on Legal Clinics) を設置するための資金として総額80万ドルを助成するなど、早くから法学教育に関心を有していたが⁽⁴⁸⁾、1968年には、ABA, AALS, NLADA の代表者からなる専門職責任に関する法学教育評議会 (Council on Legal Education for Professional Responsibility, CLEPR) を設置し、臨床法学教育を行う意

(46) 1893年にペンシルバニア大学ロースクールの学生が法律診療所 (legal dispensary) を創設したのが最初である。

(47) 1960年代以前の貧困者に対する法的サービスの提供に関しては、マクレイト・レポート・前掲注1・47-49頁を参照。

(48) その後、フォード財団は、より直接的に法学教育の向上を支援するために、資金提供先を NLADA から AALS に移して総額95万ドルの助成を行ったが、AALS 側にクリニックの普及を進める準備が整っていなかったために、リーガル・クリニックに関する全国評議会は、専門職責任教育に関する評議会 (Council on Education for Professional Responsibility) と改称された。

欲のあるロースクールに対する資金提供を開始した。CLEPR は、1968年から1978年までの間に、107の ABA 認定校に209件、総額約700万ドルの助成を行った。そして、CLEPR が活動を終えた1978年には、高等教育法に基づいて臨床法学教育への助成が開始され、1997年9月までに総額8713万4000ドルの助成が行われた⁽⁴⁹⁾。

こうした助成を受けたロースクールでは、助成金が尽きた後も、ロースクールから配分される予算や他の財源によってクリニックの運営を続けてきた。そして、助成を受ける機会に恵まれなかったロースクールにおいても、学生や実務界からの要請によってクリニックが設置・運営されるようになった。ABA 法学教育・法曹資格付与部会のロースクールとプロフェッションに関する特別委員会の調査は、クリニック予算が、そして、そのうちロースクールから配分される額が増大してきたことを示している。1977年度、有効回答を行った156校のクリニック予算の総額は1647万2000ドルであり、そのうちロースクールから配分された分の総額は881万9000ドルであったが、1987年度には、有効回答を行った156校のクリニック予算の総額は3171万6000ドル、そのうちロースクールから配分された分の総額は2717万2000ドルにまで増えた⁽⁵⁰⁾。1986年10月に、アメリカ・カソリック大学コロンバス・スクールオブローと UCLA スクールオブローにおいて、それぞれ、「臨床法学教育に関するシンポジウム」(Symposium on Clinical Legal Education)⁽⁵¹⁾と第1回国際臨床会議(International Clinical Conference)⁽⁵²⁾が開催されたという事実も、臨床法学教育への関心が十分

(49) See Margaret Martin Barry, at al., *Clinical Education for This Millennium: The Third Wave*, 7 CLIN. L. REV. 1, 18-21 (2000) [日本弁護士連合会司法改革調査室・日本弁護士連合会法曹養成対策室編(道あゆみ・大坂恵里訳)『ロースクール臨床教育の100年史』(現代人文社, 2005年) 18-19頁].

(50) マクレイト・レポート・前掲注1・241頁。

(51) *Symposium on Clinical Legal Education: Clinical Legal Education: Reflections on the Past Fifteen Years and Aspirations for the Future*, 36 CATH. U. L. REV. 337 (1987).

(52) 国際臨床会議はその後も定期的に開催されており、2005年10月には第6回目

に高まったことの現れである。さらに1991年度には、有効回答を行った136校のクリニック予算の総額は5828万8000ドル、そのうちロースクールから配分された分の総額は3983万1000ドルになった⁽⁵³⁾。そして現在では、ABA ロースクール認定基準302(b)(2)にあるように⁽⁵⁴⁾、全てのABA 認定校がJ.D.プログラムの一部としてクリニックを運営しているのである。

II マクレイト・レポートの公表

1 先行研究

I で述べたように、マクレイト・レポートが公表される以前から、ロースクールは学生に対して実務に備えさせる教育をしていないという批判があった。

1920年代から1930年代にかけては、リーガル・リアリスト達が、当時のケース・メソッドを主流とした法学教育に対して批判をぶつけた。例えば、ジェローム・フランク (Jerome N. Frank) は臨床法学教育を唱道し⁽⁵⁵⁾、カール・ルウェリン (Karl N. Llewellyn) も当時の法学教育に対して批判を行った⁽⁵⁶⁾。さらにルウェリンは、1944年に、AALS のカリキュラム委員会の委員長として、「我々が学生を訓練するのは、法知識のためではなく、法実務のためである」という報告を行った⁽⁵⁷⁾。

の会議が開催された。

(53) マクレイト・レポート・前掲注1・241頁。エクスターンシップやシミュレーションを含む臨床法学教育全体に関する同様のデータはない。

(54) ABA は、1973年のロースクール認定基準の大改訂の際に、臨床法学教育の重要性を認識し、基準302に「専門的技能に関する教育」という文言を加えた。マクレイト・レポート・前掲注1・257頁。

(55) Jerome Frank, *Why Not a Clinical Lawyer-School?*, 81 U. PA. L. REV. 907 (1933).

(56) Karl N. Llewellyn, *On What Is Wrong with So-Called Legal Education*, 35 COLUM. L. REV. 651 (1935).

ABA も、法律プロフェッションの自治組織として、マクレイト・レポート公表以前から、ロースクールにおける実務教育のあり方に関して関心を払ってきた。1972年、ABA 代議員会は、アメリカ法曹財団 (American Bar Foundation, ABF) が「変容するプロフェッションのための法学教育」(Legal Education for a Changing Profession) というテーマの包括的調査を行うことを要請し、自らも ABF と共同作業を行うための特別委員会を設置した。1980年に公刊された報告書⁽⁵⁸⁾は、ABF の法学教育に関する研究プログラムを構成する30のプロジェクトと ABF の関連研究の17のプロジェクトを列挙したものであった。1977年には、AALS と ABA 法学教育・法曹資格付与部会評議会が共同で、ロバート・マッケイ (Robert B. McKay) を委員長とする特別委員会を設置した。同委員会は、臨床法学教育に対する関心の高まりに呼応して、当時のアメリカのロースクールの臨床教育を調査し、臨床プログラムを開始することや既存のプログラムを評価することを望んでいるロースクールのためにガイドラインを作成し、ガイドラインへの注釈や関連する5つの報告書とともに1980年に公表した⁽⁵⁹⁾。また、1979年、ABA 法学教育・法曹資格付与部会は、ロースクールは弁護士実務をカリキュラムに統合させるべきであるとする『法律家の能力に関する特別委員会の報告と勧告：ロースクールの役割』⁽⁶⁰⁾を公表した。

(57) See *Committee on Curriculum*, 1944 Association of American Law Schools Handbook 159, 161 (reprinted in Committee on Curriculum, Association of American Law Schools, *The Place of Skills in Legal Education*, 45 COLUM. L. REV. 345, 346 (1945)).

(58) ABA SPECIAL COMMITTEE FOR A STUDY OF LEGAL EDUCATION: REPORT AND RECOMMENDATIONS (1980).

(59) AALS-ABA COMMITTEE ON GUIDELINES FOR CLINICAL LEGAL EDUCATION (1980).

(60) ABA SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, REPORT AND RECOMMENDATIONS ON THE TASK FORCE ON LAWYER COMPETENCY: THE ROLE OF LAW SCHOOLS (1979).

2 マクレイト・レポートの作成過程

ABA 法学教育・法曹資格付与部会は、1987年10月15日から18日にかけて、ニューメキシコ大学ロースクールにおいて、「専門的技能と法学教育に関する全国会議」(National Conference on Professional Skills and Legal Education)を開催した。後のマクレイト・レポート特別委員会の委員・顧問の多くをはじめとして200人を超える法学関係者が参加した同会議は、法曹に必要とされる技能の教育を向上するという目標の前段階として、専門的技能教育に関する情報を共有することを意図していた⁽⁶¹⁾。当時ミネソタ州最高裁判官であり ABA 法学教育・法曹資格付与部会長であったロザリー・ワール (Rosalie Wahl) 裁判官は、開会の挨拶において、「我々は、いかなる技能が、いかなる態度が、いかなる性格特性 (character traits) が、いかなる心の質 (qualities of mind) が法律家に必須であるのか確定しようと……本気で試みたことがあったでしょうか？」⁽⁶²⁾と問いかけた。

その後、ABA 法学教育・法曹資格付与部会評議会と ABA 理事会が、最低3年間の活動期間を見込んだ独立財源による特別委員会の設置を承認し、1989年初頭、マクレイト弁護士を委員長とするロースクールとプロフェッションに関する特別委員会が設置された。前述のニューメキシコ会議の当時 ABA 会長であったマクレイト弁護士は、1960年代にニューヨーク州の高等教育改革に従事して以来、長年にわたって高等教育・法学教育にコミットしてきた人物であった。他の20人を超える委員達⁽⁶³⁾も、ロースクール教員と実務家、全国規模のロースクールと地方ロースクール、年齢、性別、人種の面で多様性に富んでいたが、当然の共通点として法学教

(61) *The American Bar Association's National Conference on Professional Skills and Legal Education, Albuquerque, New Mexico, October 15-18, 1987*, 19 N.M. L. REV. 1 (1989).

(62) *See id.*, at 7.

(63) 委員のリストは、マクレイト・レポート・前掲注1・x-xi 頁を参照。

育への強いコミットがあった。とくに、多くの委員が、マクレイト・レポート作成時または過去において臨床法学教員であったことは、レポートが臨床法学教育の発展に与えた影響と関連付けられる。

特別委員会は、3年以上にわたる活動の中で、7つの小委員会を通じて、文献収集、ABFの援助による法律プロフェッションに関するデータの更新、公聴会、ABA認定ロースクールのカリキュラム調査等を行い、そして、後に最も評価されることになった「技能と価値観に関する声明」の起草を行った。

特別委員会は、1989年5月19日に開催された第1回全体会において、マクレイト・レポートの中核に「技能と価値観に関する声明」を据えることを決定した。声明の作成を担当することになった小委員会の長が当時ニューヨーク大学ロースクール臨床・権利擁護プログラム（Clinical and Advocacy Programs）のディレクターであったアンソニー・アムステルダム（Anthony G. Amsterdam）教授であったことから、同僚のランディ・ハーツ教授（現臨床・権利擁護プログラム・ディレクター）が特別委員会の顧問として任命され、声明案の起草を担当した⁽⁶⁴⁾。同教授が起草した声明の素案は、まず小委員会において検討された後、全体会で検討された。そのようにして1991年6月に完成した草案は、さらに法学教育関係者および法律プロフェッションから広く意見を募集するため、全米のロースクール、ABAの各部門等に宛てて送付された他、CLEジャーナル&レジスタ誌に掲載された。

3 マクレイト・レポートの概要

マクレイト・レポートは、序説、4部からなる本編、付録から構成されている⁽⁶⁵⁾。

(64) 同・xvii 頁参照。

(65) マクレイト・レポート作成の経過と手続については、同・xvi-xx 頁を参照。

レポートのほぼ3分の1を占める第一部は、アメリカの法律プロフェッションの概観を豊富なデータに基づいてまとめており、レポートの中でも資料的価値の高い部分である。

第二部は、レポートの中心となる「新人法曹が有しているべき技能と価値観に関する声明」(Statement of Skills and Values, SSV)を含む部分である。ここで挙げられている10種類の基本的なローヤリング技能とは、(1)問題解決、(2)法的分析と法的推論、(3)法情報調査、(4)事実調査、(5)コミュニケーション、(6)カウンセリング、(7)交渉、(8)訴訟および裁判外紛争処理手続、(9)法律業務の組織化と経営、(10)倫理上のディレンマの認識と解決であり、4種類のプロフェッションの基本的価値観とは、(1)適切な代理活動の提供、(2)正義、公平、および道徳性を促進するために努力すること、(3)プロフェッションを向上させるために努力すること、(4)プロフェッショナルとしての自己開発である。各技能と各価値観の本文には、新人法曹が何を身につけているべきかがより詳細に書かれており、さらに注釈が付されている。特別委員会は、SSVを、十分に訓練された一般法実務弁護士が、依頼者のために最終的な責任を引き受ける前に熟知しておくべきものとして位置づけている⁽⁶⁶⁾。

ここで強調すべきことは、特別委員会が、SSVをプロフェッション内で継続的に行われる意見交換の出発点として利用されるべきものとして提示したことである⁽⁶⁷⁾。したがって、各主体——ロースクール学生、ロースクール、継続的法学教育に関するプログラムの開発者、法律事務所、実務弁護士——による本声明の活用についても、議論の出発点として行われるべきである、という前提がある⁽⁶⁸⁾。そして、本声明は、ロースクール・カリキュラムのための基準として、ロースクール認定プロセスにおけるロースクールのパフォーマンスの尺度として、弁護過誤責任に適用され

(66) 同・131頁参照。

(67) 同・130頁参照。

(68) 同・134-138頁参照。

る基準として、司法試験のためのよりどころとして利用されるべきではない、としている⁽⁶⁹⁾。

第三部では、委員会は、「継続的教育過程」という考え方を提示し、ロースクール入学前、ロースクール在学中、ロースクール学生から実務家への移行期、実務家になった後の、それぞれの場面における法曹（志望者）自身、ロースクール、実務界の役割を明らかにしている。

第四部は、第一部から第三部までに登場した特別委員会の勧告を、継続的教育過程に沿って列挙した、総括の部分である。

4 マクレイト・レポート公表直後の反応

1992年7月に公表されたマクレイト・レポートに対する反応が顕在化したのは、1993年の半ばからである。まず、1993年9月30日から10月2日にかけてABA 法学教育・法曹資格付与部会、ミネソタ大学ロースクールとウェスト出版社の共催によるマクレイト・レポートに関する会議が開催され、多くの参加者から、勧告の実施コストに対する懸念やロースクールの自治が制約されるのではないかとの恐れが主張された⁽⁷⁰⁾。その後、レポートを分析対象とする論文や書評がロー・レビューに掲載されるようになった。そして1994年には、マクレイト・レポートに関して二つのシンポジウムが開催された。一つは、4月に州立ワシントン大学スクールオブローにおいて開催されたシンポジウム「21世紀の法律家：ギャップは架橋されたか？」であり⁽⁷¹⁾、そしてもう一つは、10月にシカゴ・セント・カレッジオブローにおいて開催された中西部臨床教員会議のマクレイト・レポー

(69) 同・139-140頁参照。

(70) THE MACCRATE REPORT: BUILDING THE EDUCATIONAL CONTINUUM, CONFERENCE PROCEEDINGS (Joan S. Howland & William H. Lindberg eds., 1994). この会議は、招待されたABA関係者、AALSの執行委員、教授、ディーン、実務家、司書、法文書作成教員、臨床教員のみで開催された。

(71) Symposium, *The 21st-Century Lawyer: Is There a Gap to be Narrowed?*, 69 WASH. L. REV. 505 (1994).

トに関するシンポジウム⁽⁷²⁾であった。さらにその後、各州において法学教育に関する会議が開かれた⁽⁷³⁾。

このように、マクレイト・レポートは、その意図どおり、法律プロフェッション関係者に議論を巻き起こしたわけであるが、彼らのレポートに対する反応は、必ずしも好意的なものばかりではなかった。レポートに対する反応は、それを行う者の立場と結びつけて整理すると理解しやすい。

① マクレイト・レポートは、勧告の実施にあたってロースクールが要するコストを無視し、カリキュラム設計に制約を加える

この意見は、主にロースクールのディーンから寄せられたものである。当時、ヴァンダービルト大学ロースクールのディーンであったジョン・コストニス (John J. Costonis) 教授が、マクレイト・レポートを題材とした論文を最も早く公表した。彼は、マクレイト・レポートが技能教育とりわけ臨床法学教育にかかる費用を無視しているという批判に加えて、レポートがロースクールに期待している技能と価値観に関する訓練がどの程度のものであれば十分と判断されるのかが不明瞭であり、レポートが SSV をロースクール認定プロセスに利用することを否定しながらもロースクール認定基準の一部を改正することを勧告している、と主張した⁽⁷⁴⁾。さらに、

(72) *Symposium on the MacCrate Report : Papers from the Midwest Clinical Teachers Conference*, 1 CLIN. L. REV. 349 (1994).

(73) 1994年にはオハイオ州法曹協会およびオハイオ州最高裁判所が「法律プロフェッションの教育に関する会議」(Conclave on Education for the Legal Profession)を共催し、オクラホマ州法曹協会が法学教育会議(Legal Education Conclave)を開催した。1995年には、ケンタッキー州において法学教育会議「我ら共通の未来—21世紀の法学教育および専門的能力の開発」(Our Common Future—Legal Education and Professional Development for the 21st Century)が開催された。1996年にはウェイン州立大学ロースクールがミシガン州で初の法学教育会議を開催し、マクレイト弁護士が基調講演を行った。Center on Professionalism, Education, Training, and Remediation Conferences, Conclaves, and Convocations (visited Sept. 27, 2006) <<http://professionalism.law.sc.edu/materials/etrccc.html>>.

シカゴ・セント・スクールオブローのディーンであつたりチャード・マタサー (Richard A. Matasar) 教授は、費用に関する批判に関連して、レポートの実現が、従来の法学教員と同じ価値観を持たない可能性のある教員すなわち臨床法学教員に対して同等の地位を与えることを義務付ける結果となるならば、レポートは最初から機能不全に陥っている、と主張した⁽⁷⁵⁾。

② マクレイト・レポートの勧告の前提とされている「単一のプロフェッション」という考え方は、現在の重層的で専門化されたプロフェッションの実態に即してない

裁判外紛争処理の専門家であるキャリー・メンケルーメドウ (Carrie Menkel-Meadow) 教授は、マクレイト・レポートが問題解決者としての単一のプロフェッションを前提としており⁽⁷⁶⁾、当事者対抗的なローヤリング・モデルを基礎とした SSV が訴訟技能以外の技能や価値観を軽視している、と指摘した⁽⁷⁷⁾。

③ マクレイト・レポートのマイノリティに関する記述は十分ではない

女性法学を専門とするビバリー・バロス (Beverly Balos) 臨床法学教授は、マクレイト・レポートが、法律プロフェッションを概観する際に、女性と人種的マイノリティの各データを提示するのみで彼らが法律プロフェッションに参入する影響まで分析しなかったこと、有色人種の女性、障害者ならび性的指向に関わる問題を全くまたはほとんど取り上げなかったことを指摘し、さらに、SSV のマイノリティへの配慮が十分でないと主張

(74) See John J. Costonis, *The MacCrate Report: Of Loaves, Fishes, and Future of American Legal Education*, 43 J. LEGAL EDUC. 157, 176-196 (1993).

(75) See Richard A. Matasar, *The MacCrate Report from the Dean's Perspective*, 1 CLIN. L. REV. 457, 485 (1994).

(76) See Carrie Menkel-Meadow, *Narrowing the Gap by Narrowing the Field: What's Missing from the MacCrate Report—Of Skills, Legal Science and Being a Human Being*, 69 WASH. L. REV. 593, 604-607 (1994).

(77) See *id.*, at 607-615 (1994).

した⁽⁷⁸⁾。

④ マクレイト・レポートはシミュレーションとクリニック以外の経験を重視していない

技能教育の専門家であるブルック・ベイカー (Brook K. Baker) 教授は、マクレイト・レポートが、当時で学生の約30%しかクリニックを経験できない実情にもかかわらず、パートタイムや夏季休業中のロークラークとしての経験についてはほとんど触れず、エクスターンシップの経験については否定的でさえある、と指摘した⁽⁷⁹⁾。

もっとも、マクレイト・レポートに対する批判といっても、それはレポートの一部に対してなされたものであり、法学教育と法律プロフェッションの発展のために何がなされるべきかを真摯に検討したレポートの趣旨自体に異議を唱える者はいなかった。レポートがロースクールに相当のインパクトを持って受け入れられたことは確かである。それは、AALS が175の会員・賛助校のディーンを対象に行ったマクレイト・レポートへの反応に関する調査において、自校の教員および執行部による内省の目的でレポートを使うかどうかという質問に対して、有効回答数67のうち、92%は、「使う可能性がある」(likely) または「使う可能性が高い」(very likely) と回答した⁽⁸⁰⁾ ことから明白である。

以上が、マクレイト・レポート公開から時を置かずに生じた反応であったが、レポートは、その後のアメリカの法学教育にどのような影響を与え

(78) See Beverly Balos, *Conferring on the MacCrate Report: A Clinical Gaze*, 1 CLIN. L. REV. 349, 357-361 (1994).

(79) See Brook K. Baker, *Beyond MacCrate: The Role of Context, Experience, Theory, and Reflection in Ecological Learning*, 36 ARIZ. L. REV. 287, 288-289 (1994).

(80) AALS Survey on Reactions to the MacCrate Report, Analysis of Survey Responses (cited in Wallace Loh, *Introduction: The MacCrate Report-Heuristic or Prescriptive?*, 69 WASH. L. REV. 505, n.32 (1994)).

たのだろうか。IIIで考察する。

III マクレイト・レポートの影響

1 ABA ロースクール認定基準・解釈の改定

マクレイト・レポートは、ABAのロースクール認定基準の一部を再検討・改定することを勧告した。

第一は、教育目的に関する基準301(a)を修正すべきという提案である⁽⁸¹⁾。この提案に沿う形で、1993年8月、ABAは、基準301(a)を修正し、ロースクールは学生が修了後に法律プロフェッションに効果的に参加するように準備させることを目的とした教育プログラムを維持することに責任を有する、ということを示した⁽⁸²⁾。

第二は、技能と価値観に関する声明に照らして、基準302(a)(1)ならびに基準302(a)(3)およびその解釈を修正すべきであるという提案である⁽⁸³⁾。ABAは、1996年8月に、基準302(a)および解釈302-1を修正し、ロースクールに対して全ての学生に適切な専門的技能の訓練を提供するように要求した⁽⁸⁴⁾。

第三は、自己評価に関する基準201(a)に関して、基準301(a)および(c)に照らして自己評価するよう義務づける解釈を置くべきであるという提案である⁽⁸⁵⁾。ABAは、1996年8月、基準202としてその提案を採用した⁽⁸⁶⁾。

(81) マクレイト・レポート・前掲注1・333頁参照。

(82) その後、基準301(a)は修正された。Standard 301(a) (2005)。

(83) マクレイト・レポート・前掲注1・333頁参照。

(84) その後、基準302(a)は修正され、解釈302-1は大幅に拡張された。ロースクールで指導されるべき専門的技能には、事実審および上訴審での弁論、紛争解決の代替的手法、相談、インタビュー、交渉、問題解決、事実調査、法律業務の組織および管理、ならびに起案が含まれる。Standard 302(a) and Interpretation 302 (2005)。

(85) マクレイト・レポート・前掲注1・334頁参照。

ABA 認定基準・解釈は、法学教育の変化を反映させることを意図して毎年修正されているが、近時、臨床法学教員の地位の向上に関して大きな動きがあった。

基準405は教員の待遇に関する基準である。1996年8月、基準405(c)が、臨床教員にテニユアと相当同等の形の地位の保障および専任教員と相当同等の報酬外の特典 (non-compensatory perquisites) を提供「すべき」(should) から「するもの」(shall) に改正されたことは⁽⁸⁷⁾、臨床法学教員にとって大きな意味があったが、「テニユアと相当同等の形の地位」が具体的にどのようなものなのか明らかでなかった点は問題であった。2006年8月、ABAは、解釈405-6および405-8を改正することで、それを明確にした。すなわち、解釈405-6において、テニユアと相当同等の形の地位の保障には、別個のテニユア・トラックの他、更新可能な長期契約プログラムが含まれるとした。同解釈には、この更新可能な長期契約プログラムは、契約期間が最短でも5年間とされ、契約満了時には当然に更新されることになっているか他の取り決めによって臨床法学教員の学問の自由を保障するのに十分な制度であることが明記された⁽⁸⁸⁾。また、解釈405-8は、ロースクールに、専任の臨床法学教員を、教授会等のロースクールの統治機関に他の専任教員と相当同等の態様で参加させるよう定めた⁽⁸⁹⁾。

現在のところ、法文書作成教員については、臨床法学教員ほどロースクール内での地位が高まったとは言えない。基準405(d)は、法文書作成教員に、基準302(a)(2)によって要求される法文書作成訓練を提供するために十分に資格のある教員を引き付けて雇い、学問の自由を守るために必要とさ

(86) その後、基準202は修正された。Standard 202 (2005)。

(87) Standard 405(c) (2005)。同基準は、ロースクールが臨床教員に他の専任教員に要求される基準や義務と相当同等の基準を満たし義務を果たすことを要求することができるとして、バランスを取っている。また、任期制を完全に禁じているわけではない。

(88) Interpretation 405-6 (2005)。

(89) Interpretation 405-8 (2005)。

れるような地位の保障その他の権利や特権を提供するものとしている⁽⁹⁰⁾が、解釈405-9は、任期制や専任教員見習いのフェローシップ・プログラムを禁ずるものではないと明記している⁽⁹¹⁾。しかし、臨床法学教員が、AALSの臨床法学教育部会 (Section on Clinical Legal Education) や臨床法学教育協会 (Clinical Legal Education Association, CLEA) の活動を通じて臨床法学教育および教員の地位を向上させてきたように、法文書作成教員も、AALSの法文書作成・法的推論・法情報調査部会 (Section on Legal Writing, Reasoning and Research), 法文書作成協会 (Legal Writing Institute), 法文書作成主任協会 (Association of Legal Writing Directors) や法文書作成専門家協会 (Association of Legal Writing Specialists) の活動を通じて法文書作成教育および教員の地位向上に努めていることから、多くのロースクールにおいて法文書作成教員の地位が不安定である現状も、やがては改善されていくことが期待されよう。

2 ロースクールのカリキュラムの変化

マクレイト・レポートは、ロースクールがカリキュラムを修正する際にSSVを活用することを提案した⁽⁹²⁾。

ロースクールのカリキュラム調査は、過去にも複数回行われている。1度目はドナルド・ジャクソン (Donald Jackson) とE・ゴードン・ギー (E. Gordon Gee) による共同調査⁽⁹³⁾であり、2度目はウィリアム・パワーズ (William Powers) による調査⁽⁹⁴⁾である。そして、3度目はマクレイ

(90) Standard 405(d) (2005).

(91) Interpretation 405-9 (2005).

(92) マクレイト・レポート・前掲注1・135-136頁参照。

(93) E. GORDON GEE & DONALD W. JACKSON, FOLLOWING THE LEADER?: THE UNEXAMINED CONSENSUS IN LAW SCHOOLS CURRICULA (1975); DONALD W. JACKSON & E. GORDON GEE, BREAD AND BUTTER: ELECTIVES IN AMERICAN LEGAL EDUCATION (1975). 両報告書から得られる127のABA認定校のデータは1974-1975年度のものである。

(94) ABA OFFICE OF THE CONSULTANT ON LEGAL EDUCATION, A STUDY OF CONTEMPO-

ト委員会によって行なわれた調査であるが、これはロースクールにおいてどのような専門的技能が教えられているかという問題に特化した調査であった⁽⁹⁵⁾。その他にも、特定の科目の開講状況に関する調査が存在する⁽⁹⁶⁾。

2001年1月、ABA 法曹資格付与部会のカリキュラム委員会は、1992年から2002年の間に起きた法学教育の変化を知るため、包括的なカリキュラム調査を行うことを決定した⁽⁹⁷⁾。調査データは、1992-1993年度 ABA 年次調査報告書（認定校数は175）および2002-2003年度 ABA 年次調査報告書（認定校数は187）⁽⁹⁸⁾と、カリキュラム委員会自身が行った調査から得られた。後者の調査は、カリキュラム委員会が法学教育コンサルタント室の協力を得て作成した調査票を、2003年9月に、187の全 ABA 認定校に電子送信し、回答してもらう方法で行われた。12月の締切までに、152校（81.2%）から回答を得られた。回答した152校のうち146校について、1992-1993年度のデータとの比較が可能であった⁽⁹⁹⁾。

RARY LAW SCHOOL CURRICULA (1987). 当報告書から得られるデータは1984-1985年度のものである。ABA OFFICE OF THE CONSULTANT ON LEGAL EDUCATION, A STUDY OF CONTEMPORARY LAW SCHOOL CURRICULA II: PROFESSIONAL SKILLS COURSES (1988). 当報告書から得られるデータは1985-1986年度のものである。

(95) マクレイト・レポート・前掲注1・233-249頁参照。当調査から得られるデータは1989-1990年度のものである。

(96) Majorie Anne McDiarmid, *What's Going on down There in the Basement: In-House Clinics Expand Their Beachhead*, 35 N.Y.L. SCH. L. REV. 239 (1990).

(97) 委員会は、調査を始める段階では、マクレイト・レポートの公刊後、ロースクールが SSV にどのように反応したのかを知ることに関心を有していたが、調査計画が進むにつれて、調査内容はより広範になった。ABA SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, A SURVEY OF LAW SCHOOL CURRICULA 8 (2004).

(98) 年次報告書とは、ABA 法学教育・法曹資格付与部会が、ロースクール仮認定校、ロースクール認定校、認定を求めるロースクールに対して年一回提出を要求するものである。報告書のうち認定校に関するデータの一部は、毎年公刊される ABA/LSAC, OFFICIAL GUIDE TO ABA-APPROVED LAW SCHOOLS で見ることができる。

調査報告書『ロースクール・カリキュラムの調査』によれば、1992-1993年度と2002-2003年度の比較において、ロースクールの修了必要単位数について変化はなかったが、その科目編成は大きく変化していた⁽¹⁰⁰⁾。変化の傾向を一言で言えば、(1)実務教育・臨床教育へのコミットメントの高まりと(2)プロフェッショナルリズムへのコミットメントの高まりである⁽¹⁰¹⁾。

① 実務科目と臨床科目の増加・多様化・必修化の傾向

多くのロースクールは、マクレイト・レポート公表以前より、実務科目・臨床科目を選択科目として開講していた。ここで特筆すべきことは、実務科目・臨床科目を必修化するロースクールが増えたことである。

1992-1993年度には、146の回答校のうち、実務科目・臨床科目を必修科目としていたロースクールは36校(24.6%)であったが、2002-2003年度には、152の回答校のうち45校(29.6%)に増加した。内訳は、臨床科目(6校, 3.9%)、事実審実務(trial practice)(12校, 7.8%)、控訴審弁論(appellate advocacy)(6校, 3.9%)であった⁽¹⁰²⁾。実務科目・臨床科目を必修科目としていた45校のうち、必要単位数が2単位以下であるロースクールが15校で最も多いが、7単位以上としているロースクールも5校あ

(99) このようなロースクールについては、年次報告書のデータと電子調査データが併存し、同じ質問に関して回答が異なる場合があるが、原則的に前者が優先され、例外的に後者が採用されている場合には報告書にその旨が記されている。

(100) 1992-1993年度、175校のABA認定校のうち、セメスター制を採用していたロースクールは170校(97.1%)であり、それらの修了必要単位数は平均して87.6単位であった(中間値は88単位)。一方、クォーター制を採用していた5校(2.8%)の必要修了単位数は最少で99単位、最多で135単位であった。2002-2003年度、187校のABA認定校のうち、セメスター制を採用していたロースクールは183校(97.9%)であり、それらの修了必要単位数は平均して87.6単位であった(中間値は88単位)。一方、クォーター制を採用していた4校(2.1%)の必要修了単位数は、最少で103単位、最多で135単位であった。See Survey, *supra* note 97, at 13-14.

(101) See *id.*, at 43.

(102) See *id.*, at 16.

り、平均的には 4 単位であった⁽¹⁰³⁾。

2002-2003年度に選択科目として開講されていた実務科目・臨床科目についても、その数と多様性は増していた。まず、実務科目について、2002-2003年度には、152の回答校のうち 2 校 (1.3%) のみを除いて、基本的な事実審弁論を学ぶ「事実審弁論」(Trial Advocacy) の他に、一つ以上の実務科目を提供していた⁽¹⁰⁴⁾。1992-1993年度と2002-2003年度との比較が可能な151校について、2002-2003年度に最も多くのロースクールが開講していた実務科目は「裁判外紛争解決」であり、136校 (90.1%) であった⁽¹⁰⁵⁾。その他、選択肢として挙げられた「上級事実審弁論」(Advanced Trial Advocacy), 「控訴審弁論」, 「仲裁」, 「インタビュー・カウンセリング」, 「調停」, 「交渉」, 「事実審前弁論」(Pre-trial Advocacy) のいずれについても、1992-1993年度に比較して2002-2003年度の方がより多く開講されていた⁽¹⁰⁶⁾。次に、臨床科目について、2002-2003年度には、152の回答校のうち127校 (83.5%) が1つまたは複数の分野のインハウス・クリニックの機会を提供していた⁽¹⁰⁷⁾。クリニックの分野で最も多いのは「一般民事クリニック」であり、71校 (55.9%) が提供していた。2002-2003年度には、その他、「刑事訴追・弁護クリニック」, 「家族法クリニック」といった、今もなお訴訟を中心としたクリニックが多い一方で、1992-1993年度よりも大幅に増えたのは、訴訟以外の方法に重きを置くクリニックであり、「ADR クリニック」で212.5%, 「取引クリニック」(Transactional Clinic) で400%の増加率を示した⁽¹⁰⁸⁾。もっとも、クリニックを有する127校のうち、「ADR クリニック」については23.6%, 「取引クリニック」については19.7%しか開講されていないが、それでも、急速な増加率と照ら

(103) See *id.*, at 20.

(104) See *id.*, at 34.

(105) *Id.*

(106) *Id.*

(107) *Id.*

(108) See *id.*, at 35.

し合わせれば、今後、この分野のクリニックが発展を遂げることが予想される⁽¹⁰⁹⁾。エクスターンシップについて、2002-2003年度には、152の回答校のうち147校（96.7%）が少なくとも一つのエクスターンシップの機会を提供していた。派遣先として最も多いのは「政府の機関」（130校、88.4%）であった。その他、選択肢として挙げられた「控訴審裁判官」「企業法務部」「法律事務所」「非営利機関」「検察官」「公設弁護人」「事実審裁判官」のいずれについても、1992-1993年度に比較して2002-2003年度の方がより多く開講されていた⁽¹¹⁰⁾。

なお、多くのロースクールにおいて1年次に必修科目として開講されている「法情報・法文書作成」についても、1975年当時、多くのロースクール（フルタイム・プログラム（FP）で88.3%、パートタイム・プログラム（PP）で85.2%）で2単位科目とされていたが、2002年では、4単位（FP: 37.5%、PP: 36.1%）、または3単位（FP: 18.8%、PP: 19.7%）、5単位（FP: 13.3%、PP: 13.1%）、6単位（FP: 13.3%、PP: 13.1%）と、より多くの単位を割り当てるようになった。また、2002-2003年度には、1年次において、法情報調査・法文書作成以外にも、導入科目として「法学入門」（Introduction to Law）（FP: 77.2%、PP: 75%）や「ローヤリング技能」（FP: 29.4%、PP: 40%）を設けるロースクールが多かった⁽¹¹¹⁾。

② 専門職責任とプロボノ・サービスの必修化

2002-2003年度、152の回答校のうち142校（93.4%）が「専門職責任」を必修科目にしていた。うち、1単位科目にしているのは8校のみで、60校が2単位科目、72校が3単位科目としている。なお、カリキュラム全体を通じて倫理問題を考えさせる浸透的方法（pervasive method）を採用し、専門職責任を独立の科目として学ばせることを廃止したロースクールも数校あった⁽¹¹²⁾。また、多くのロースクールが、適切と思われる場合には、

(109) *Id.*

(110) *Id.*

(111) *See id.*, at 27.

法知識を学ぶ科目 (substantive course) において、倫理問題も組み込んで考えさせている、と回答した⁽¹¹³⁾。

プロボノ・サービスを修了要件とするロースクールは、1992-1993年度には146の回答校のうち7校(4.7%)であったが、2002-2003年度には152の回答校のうち16校(10.5%)に増えた⁽¹¹⁴⁾。16校がプロボノ・サービスに割り当てる時間は10時間から60時間までさまざまであるが、平均で26.5時間、中間値は30時間であった⁽¹¹⁵⁾。

上述の実務科目と臨床科目の増加・多様化・必修化により、ロースクールにおいてプロフェッションの価値観を学びうる機会がより多く提供されるようになったと言える。

3 パフォーマンス・テストの導入

マクレイト・レポートは、法曹資格付与機関に対し、「ローヤリング技能とプロフェッションの価値観の獲得に適切な重みを与えていない司法試験を修正することを考慮すべきである」⁽¹¹⁶⁾と勧告した。そして、ローヤリング技能の判定方法の一つとして、パフォーマンス・テストの導入を示唆した⁽¹¹⁷⁾。

パフォーマンス・テストとは、受験者が実際の状況において基本的なローヤリング技能を用いる能力を判定することを目的として、1982年7月に全米で初めてアラスカ州において施行された試験形式である。パフォーマンス・テストにおいて、受験者は、架空の指導弁護士から架空の事件に関してある文書——指導弁護士へのメモ、依頼者への手紙、説得力あるメモ (persuasive memorandum) や弁論趣意書 (brief)、陳述書、契約条項、遺

(112) *See id.*, at 44.

(113) *Id.*

(114) *See id.*, at 21.

(115) *Id.*

(116) マクレイト・レポート・前掲注1・338頁。

(117) 同・277-279頁参照。

言、相談の計画書、和解書や合意書、証拠開示手続の計画書、証人尋問の計画書、最終弁論など——を起案するよう指示される。そして、当該事件に関する事実が含まれた資料——インタビューの反訳や証言録取書、聴聞や審理の記録、訴答書、依頼者との通信記録、依頼者の文書、契約書、新聞記事、医療記録、警察記録、弁護士が作成したメモなど——から構成される「ファイル」と、文書を起案するために必要になる判例や制定法、規則、準則などが入った「ライブラリ」を渡される。受験者は、(1)資料を整理して関連性ある事実のみを抽出し、(2)関連する法規・判例を分析し、(3)依頼者の問題を解決するために事実に法を適用し、(4)倫理的ディレンマがある場合にはそれを解決し、(5)効果的な文章を練り、(6)限られた時間の中で、課題を完成させることを求められるのである⁽¹¹⁸⁾。

NCBEは、1980年代からカリフォルニア州のパフォーマンス・テストについて研究していたが、マクレイト・レポート公開後、1993年7月のパフォーマンス・テスト研究プロジェクト (Performance Test Research Project) が提示したマルチステート・パフォーマンス・テスト (Multistate Performance Test, MPT) の目的は、レポートが定式化した基本的なローヤリング技能に基づいて、(1)問題解決技能、(2)法的分析・法的推論技能、(3)事実分析技能、(4)コミュニケーション技能、(5)法律に関する仕事の組織化・経営技能、(6)倫理上のディレンマの認識・解決技能、の6つのローヤリング技能を判定することとなった⁽¹¹⁹⁾。

MPTは1997年7月から施行され、2006年3月時点で、受験者数が最も多いニューヨーク州を含む32法域で導入されている⁽¹²⁰⁾。また、カリフォ

(118) National Conference of Bar Examiners, Description of the MPT (visited Nov. 26, 2006) <<http://www.ncbex.org/multistate-tests/mpt/mpt-faqs/description1/>>.

(119) National Conference of Bar Examiners, Skills Tested by the MPT (visited Nov. 26, 2006) <<http://www.ncbex.org/multistate-tests/mpt/mpt-faqs/skills-tested/>>.

(120) アラバマ、アラスカ、アーカンソー、コロラド、デラウェア、コロンビア特

ルニア州は現在もなお独自のパフォーマンス・テストを施行している。

4 マクレイト・レポートのフォローアップ

(1) 関連論文・シンポジウム

マクレイト・レポートが公刊されてから、多くの論文でレポートおよび SSV 全体またはその一部について分析が行われてきた⁽¹²¹⁾。そのほとんどが臨床教員によるものであるが、そのことが臨床教員・技能教員以外にレポートに関心を払う者が少なかったことを意味するものでないことは、既述のとおりである。

マクレイト・レポート公刊から10年目となった2002年には、1月5日の AALS 年次総会、2月22日のニューヨーク・ロースクールの臨床理論ワークショップ (Clinical Theory Workshop)、5月19日の AALS 臨床法学教育会議 (AALS Conference on Clinical Legal Education)、11月15日のペイス大学スクールオブローのシンポジウム「マクレイト・レポート：10年後」(The MacCrate Report: Ten Years Later) と、マクレイト・レポートをテーマとする会議やシンポジウムが数多く開催されたほか、8月の ABA 年次総会でも、マクレイト・レポート10周年記念行事があった。

(2) 『プロフェッショナリズムの教育と学習』

マクレイト・レポートが公表された翌年の1993年、ABA 法学教育・法曹資格付与部会は、ABA 会長経験者であるウィリアム・リース・スミス・Jr. (William Reece Smith, Jr.) 弁護士を委員長とする、プロフェッシ

別区、ジョージア、グアム、ハワイ、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、メイン、ミネソタ、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ (2006年2月から)、ネヴァダ、ニューメキシコ、ニューヨーク、ノースダコタ、北マリアナ諸島、オハイオ、オレゴン、ペンシルバニア、ロードアイランド、サウスダコタ、テキサス、ユタ、ヴァモント、ウエストヴァージニアである。

(121) 2006年9月27日に Westlaw の「Law Review & Journal」カテゴリで「MacCrate Report」をキーワードに検索した結果、448論文がヒットした。

ヨナリズム委員会 (Professionalism Committee) を設置した。同委員会は、1993年9月から1995年8月まで7回にわたり委員会を開催し、1996年8月、『プロフェッショナルリズムの教育と学習』⁽¹²²⁾ を公表した。同委員会によれば、同報告書は、1986年の『公益サービスの精神において：法曹のプロフェッショナルリズムを再燃させるための青写真』⁽¹²³⁾、1992年のマクレイト・レポートの延長線上にあるものとされている。同報告書は、「プロフェッショナルとしての法曹」(professional lawyer) を、「法の専門家であり、依頼者への奉仕と公益奉仕の精神から学術 (learned art) に従事し、かつ、正義と公益を促進するという共有された天職の一環として、これらの仕事に従事している者」⁽¹²⁴⁾ と定義し、ロースクール入学前から法曹資格付与後に至るまで、プロフェッショナルリズムをどのように高めていくべきかについて提言を行った⁽¹²⁵⁾。同報告書の公表後、1996年10月2日から4日まで3日間にわたり、イリノイ州オークブルックにおいて、同報告書と同タイトルのシンポジウムが開催された⁽¹²⁶⁾。招待された者に限って参加を認められた同シンポジウムは、プロフェッショナルリズム・プロジェクトの総括であり、100人を超す実務家、裁判官、弁護士会役員ならびに法学教員が、全体会において、また、部会に分かれて、ロースクールおよび法実務においてどのようにプロフェッショナルリズムを教育し、学習さ

(122) AMERICAN BAR ASSOCIATION SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR, TEACHING AND LEARNING PROFESSIONALISM: REPORT OF THE PROFESSIONALISM COMMITTEE (1996).

(123) AMERICAN BAR ASSOCIATION CENTER FOR PROFESSIONAL RESPONSIBILITY, ...IN THE SPIRIT OF PUBLIC SERVICE: A BLUEPRINT FOR THE REKINDLING OF LAWYER PROFESSIONALISM (1986).

(124) See PROFESSIONALISM REPORT, *supra* note 122, at 6.

(125) 一つの方法として、浸透的方法を提唱している。See *id.*, at 18.

(126) 詳細は同シンポジウムの記録を参照。ABA SECTION OF LEGAL EDUCATION AND ADMISSIONS TO THE BAR PROFESSIONALISM COMMITTEE AND THE STANDING COMMITTEES ON PROFESSIONALISM AND LAWYER COMPETENCE OF THE ABA CENTER FOR PROFESSIONAL RESPONSIBILITY, TEACHING AND LEARNING PROFESSIONALISM: SYMPOSIUM PROCEEDINGS (1996).

せるかについて語り合った。

(3) 『アメリカの法律プロフェッションの中心的価値の維持』

2000年4月、ニューヨーク州弁護士会の法律事務所の体制と運営に関する法律に関する特別委員会は、「アメリカの法律プロフェッションの中心的価値観の維持：弁護士に適用される法律における異業種間共同経営の場」⁽¹²⁷⁾を公表した。同報告書は、異業種間共同経営（Multidisciplinary Practice, MDP）の適否を考えるにあたって重要な文献であることはもちろんであるが、マクレイト・レポートとの関係では2点で重視されるべきである。第一に、同報告書が、マクレイト・レポート公表後のアメリカの法律プロフェッションを概観した非常に有益な資料である点である⁽¹²⁸⁾。第二に、2000年のアメリカの法律プロフェッションが、マクレイト・レポート作成時よりも人口構成も実務環境も多様化し、業務も専門化していることを認識したうえで、同報告書が、マクレイト・レポートが前提とした「単一のプロフェッション」という概念を、「統一化されたプロフェッション」（unified profession）という言葉によって、なお踏襲している点である。現在の重層的で専門化された法律プロフェッションの中で、この概念が今後も維持されていくのか、関心を払い続けていく必要があるだろう。

(4) 臨床法学教員の取組み——ベスト・プラクティス・プロジェクト

2001年春、CLEAは、サウスカロライナ大学スクールオブローのロイ・スタッキー（Roy T. Stuckey）教授を座長に、ベスト・プラクティス・プロジェクト（Best Practices Project, BPP）を開始した。CLEAは、BPPの目的を、学生を法実務に備えさせるための最優良例（best prac-

(127) NEW YORK STATE BAR ASSOCIATION SPECIAL COMMITTEE ON THE LAW GOVERNING FIRM STRUCTURE AND OPERATION, PRESERVING THE CORE VALUES OF THE AMERICAN LEGAL PROFESSION: THE PLACE OF MULTIDISCIPLINARY PRACTICE IN THE LAW GOVERNING LAWYERS (2000). 座長はロバート・マクレイト弁護士であった。

(128) 同報告書第1部は、マクレイト・レポート第1部の2000年版となっている。

tices)を検証し説明するものである、としている。BPPの完成時期は未定であるが、CLEAは、草案を公開し⁽¹²⁹⁾、研究者、弁護士、裁判官、法曹資格付与機関他が協力し合って新人法曹を教育するための最善の方法を探究するための全国的な公の話し合いを行うことを提言している。ロバート・マクレイト弁護士も、BPPが「(マクレイト)特別委員会が誘発しようとした専門職教育に関する細心の注意と批判的考察を集約する」ものであると評し、同プロジェクトに賛同している⁽¹³⁰⁾。

おわりに

日本は、21世紀の司法に必要とされる質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保するために、これまでの司法試験という点のみによる選抜ではなく、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核としたプロセスとしての法曹養成制度を導入した。この法科大学院がアメリカのロースクールを意識して設計されたことは共通認識となっている。

本稿では、アメリカの法曹養成制度が長い期間をかけて現在の形になったこと、アメリカのロースクールも実務教育の不十分さを実務界から指摘されてきたことを明らかにした。ここから、日本は進むべき方向を誤った、そうでないとしても拙速に過ぎた、と断ずることは簡単であるが、それは筆者の意図ではない。以下では、日本の法曹養成制度改革が参考にできる点を整理したい。

第一の点は、司法試験を偏重しなくとも、法曹の質を担保することは可能であるということである。アメリカでは、司法試験を実質的な競争試験にすることなく、ロースクールの認証評価制度によってロースクールの教

(129) See STEERING COMMITTEE FOR CLEA's BEST PRACTICES PROJECT, DRAFT OF THE BEST PRACTICES FOR LAW SCHOOLS (last updated March 31, 2006) 2.

(130) See Robert MacCrate, *Yesterday, Today and Tomorrow: Building the Continuum of Legal Education and Professional Development*, 10 CLIN. L. REV. 805, 821 (2004).

育水準を高めることで、毎年多数の能力のある法曹を社会に輩出してきた。一部の州において、司法試験の合格点を引き上げることで法曹の質を高めようとする動きが見られるものの、それに対しては合格率低下によって影響を受けるロースクールのみならず、法曹人口の減少による市場の拡大で利益を受ける実務界さえ反対している⁽¹³¹⁾。

第二の点は、法曹技能の修習を司法修習制度に頼らない法曹養成制度もありうるということである。アメリカでは、多くの州で実務への架橋 (Bridging the Gap) プログラムという数日間の新人法曹の移行教育 (transition education) が行われており、また、大ローファームでは、内部に独自の新人研修制度が設けているところがあるものの⁽¹³²⁾、新人法曹に必要な最低限の法曹技能は、ロースクールで修得されている。ケース・メソッド／ソクラティック・メソッドも、学生が「法律家らしく考える」ことができるように開発された教育方法であった。現在のロースクールは、学生がロールプレイや模擬裁判を通じて法曹技能を練習する科目を幅広く提供するようになっている。また、臨床法学教育の発展により、ロースクールの学生が、指導弁護士・指導検察官の下で弁護実務や検察実務を修習し、具体的な場面で専門職責任を考えることで、「法律家らしく行動する」こともできるようになっている⁽¹³³⁾。

第三の点は、臨床法学教育の成功には、臨床法学教員と学生の熱意以外

(131) 2004年9月、ニューヨーク州司法試験委員会 (State Board of Law Examiners) は、1000点満点中660点としていた合格点を2005年7月の司法試験から3年間かけて675点まで引き上げるという声明を発表した。委員会は、2005年7月の司法試験で665点を合格点としたが、その後、合格点上昇と法曹の質の向上の関連性についてより詳細な調査が必要であるとして、それ以上の合格点の引き上げを延期している。See Cynthia Lane, *Battle over the Bar Exam*, 4 No. 29 A.B.A. J. E-REPORT 2 (July 15, 2005). See also New York State Board of Law Examiners, Press Release: Regarding Deferring Increase in Passing Score, Feb. 15, 2006, (visited Sept. 27, 2006) <<http://www.nybarexam.org/press.htm>>.

(132) マクレイト・レポート・前掲注1・285-299頁参照。

(133) 同・v頁参照。

のものも重要だということである。アメリカの臨床法学教育において学生の法実務を可能にしているのは学生実務規則であるが、その制定には実務法曹——裁判官・検察官・弁護士——による理解があった。そして、全米各地のロースクールにインハウス・クリニックが設置されるためには、民間や国家からの大規模な財政支援が必要であった。さらに、それらの支援が途絶えた後の臨床法学教育の発展には、ロースクールの研究者教員と執行部による予算配分とカリキュラム編成における配慮が必要であった。

第四の点は、法学教育を大学院レベルで行うことによって、多様なバックグラウンドを有する法曹を確保できるということである。アメリカでは、大学の学部において法学関係の科目は提供されていても⁽¹³⁴⁾、法曹養成に特化した内容の法学教育はロースクールで行われている。ロースクール学生が有する法律以外の知識や技能、社会人としての経験は、現状の法および法制度を批判的に検討するための材料となりうる。さらに、業務が専門化している現状において、彼らのそうした知識や技能、経験は、法曹資格取得後の武器となっている。

第五の点は、司法試験の重圧が比較的少ない状況において、学生は、法曹資格取得後に役立つ、より多様な知識・経験を培えるということである。アメリカのロースクールの3年次は、1年次や2年次と比較して、時間的にも精神的にも余裕を持てる一年であるとされている⁽¹³⁵⁾。司法試験が競争試験的性格であれば、その期間は受験勉強に費やされることになる

(134) 例えば、警察等の法執行機関に就職を希望している者を対象に、学部レベルで刑事司法プログラムを提供している大学も多い。

(135) ロースクールの3年間は、“First year they scare you to death, second year they work you to death, third year they bore you to death.”と評されている。ロースクールを2年制にするべきである、または3年次のカリキュラムに何らかの修正を行うべきであるとする提案は1970年前後からなされてきており、ロースクール認定基準も在籍期間を6セメスターから24ヶ月以上84ヶ月以下に修正したが、3年制は今も維持されている。See Mitu Gulati, et al., *The Happy Charade: An Empirical Examination of the Third Year of Law School*, 52 J. LEGAL EDUC. 235, 235-236 (2001); Standard 304(c) (2005).

であろうが、アメリカでは、受験勉強は基本的にロースクール修了後に行うものである⁽¹³⁶⁾。従って、3年生は、司法試験対象科目ではないが法曹資格取得後に役立つような専門科目を履修し、臨床法学教育、インターンシップ、サマークラーク、プロボノ活動等に従事している。

そして最後の点は、法曹志望者がプロフェッショナルとしての法曹に成長する過程は継続的なものであり、その成長を支援するのはロースクールと実務界双方の責任であるということである。これこそがマクレイト委員会の出した結論であり⁽¹³⁷⁾、マクレイト・レポートは、両者がその重責をどのように果たしていくべきなのかという問いかけに対して、その時点において出された最善の答えであった。そして、アメリカの法曹養成制度は、より最善の答えを求めて、今もなお変化を続けているのである。

(136) アメリカでは、5月のロースクール修了後から7月の司法試験までの間に開催される司法試験準備コースを受講して短期集中的に受験勉強をすることが一般的である。

(137) マクレイト・レポート・前掲注1・8頁参照。